



埼玉県報

第 765 号
令和 8 年(2026 年)
10 月 23 日
金曜日

目 次

条例のあらまし

- 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例のあらまし（こども支援課）
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（こども安全課）
- 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例のあらまし（公園スタジアム課）
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし（建築安全課）
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（警務課）

条例

- 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（こども支援課）
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（こども安全課）
- 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例（公園スタジアム課）
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（建築安全課）
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（警務課）

規則

- 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（こども支援課）
- 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（こども支援課）
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（こども安全課）
- 埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則（公園スタジアム課）

告示

- 特別保護地区の指定（狭山湖）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（北本）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（狭山湖）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（両神）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（小川西中学校）（みどり自然課）

- 鳥獣保護区の更新（旧芝川）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（みさと公園）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（奥武蔵）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（高根ゴルフ場）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（川越市山の家）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（国民宿舎両神荘）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（川本）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（庄和）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（鹿飼）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（妻沼）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（大利根）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（栗橋）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（騎西）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（大滝げんきプラザ）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（泉地区）（みどり自然課）
- 施設の使用料徴収事務委託（障害者福祉推進課）
- 上里幹線土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 大宮公園清掃・警備業務委託に関する落札者等の公示（大宮公園事務所）
- 県道中瀬牧西線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し（選挙管理委員会）

正誤

- 埼玉県告示第 1238 号目次中訂正（河川環境課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十八号）（こども支援課）

一 趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に係る運営に関する基準等を改定するための改正

二 内容

(一) 学級編制基準の変更

(二) 職員配置基準の特例制度の導入に伴う基準の改定

(三) 児童対象性暴力等の防止措置に係る基準の追加

三 施行期日

公布の日。ただし、児童対象性暴力等の防止措置に係る基準の追加は令和八年十二月二十五日。

本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十九号）（こども安
全課）

一 趣旨

児童福祉法等の一部改正等に伴い、一時保護委託者の登録等に関する基準を定め
るとともに、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準等を改定するため
の改正

二 内容

- (一) 一時保護委託者の登録等に関する基準の章を新設する。
- (二) 児童対象性暴力等の防止に関する規定を追加する。

三 施行期日

- (一) 公布の日

- (二) 令和八年十二月二十五日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年九月二十九日条例第三十八号）の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十号）（公園スタジアム課）

一 趣旨

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）に基づく公募設置管理制度を活用していくため、埼玉県都市公園条例を改正するもの

二 内容

（一） 公募設置管理制度により事業者を公募する際の使用料の額について、規則で定める旨を新たに追加

（二） 規定の整備

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十一号）（建築安全課）

一 趣旨

建築基準法の一部改正により、特定行政庁の許可による特例として、特定業務施設等誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の最低限度等の緩和が新設されたことから行う改正

二 内容

「容積率又は建築面積の最低限度」及び「高さの最高限度」の特例許可が新設されたことに伴う、特例許可の申請に対する審査事務の新設

三 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行

本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）（警務課）

一 趣旨

川口市内の治安状況に的確に対応するため、新たに、川口市に川口北警察署を設置し、同署の管轄区域を定めるとともに、川口警察署及び武南警察署の管轄区域を変更するための改正

二 内容

- (一) 川口北警察署の名称、位置及び管轄区域に係る規定の整備
- (二) 川口警察署及び武南警察署の管轄区域に係る規定の改正

三 施行期日

令和九年三月一日

条 例

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十八号

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成十八年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第十六条を第十七条とし、第九条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条第二項中「三十五人」を「三十人」に改め、同条第三項中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、「三十五人」を「三十人」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第八条 幼保連携型認定こども園の児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第三条の三に規定する基準の例によることとする。

別表第三号イ中「教育保育従事職員は」の下に「、規則で定める場合を除き」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十九号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を「第三章の二 第四章 児童

一時保護委託者の登録等に関する基準（第四百四十八条の三―第四百四十八条の二十七）福祉施設の設備及び運営に関する基準
に改める。」

第一条の三十六中「この条、第九十一条の二、第四百四十八条の二及び第二百六十五条において」を削り、「第九十一条の二第一項、第四百四十八条の二第一項及び第二百六十五条において」を「以下」に改める。

第四十六条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十六条 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第四十六条に規定する基準の例によることとする。

第五十四条の五中「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは、「第五十四条の五において準用する省令第四十六条」とを加える。

第五十八条中「第三十三条」の下に「、第四十六条」を加える。

第七十七条中「第四十五条まで、第四十七条から」を削り、「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十六条」と」を加える。

第七十七条の二中「第四十五条まで、第四十七条から」を削り、「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十六条」と」を加える。

第八十条の九中「第四十五条まで、第四十七条から」を削り、「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十六条」と」を加える。

第八十八条中「第四十五条まで、第四十七条から」を削り、「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十九条において準用

する省令第四十六条」と」を加える。

第三百三十四条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第三百三十四条 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第四十三条に規定する基準の例によることとする。

第四百四十八条中「省令第四十二条」との下に「、第三百三十四条中「第四十三条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十三条」と」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 一時保護委託者の登録等に関する基準

（定義）

第四百四十八条の三 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び一時保護委託者の登録等に関する基準（令和八年内閣府令第十六号。以下この章において「府令」という。）において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第四百四十八条の四 この条例で定める基準（次項において「最低基準」という。）

は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（登録一時保護委託者の一般原則）

第四百四十八条の五 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

4 登録一時保護委託者は、入所している児童の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

（児童の権利の制限）

第四百四十八条の六 児童の権利の制限に係る基準は、府令第四条に規定する基準の例によることとする。

（児童の行動の制限）

第四百四十八条の七 児童の行動の制限に係る基準は、府令第五条に規定する基準の例によることとする。

（虐待等の禁止）

第四百八条の八 虐待等の禁止に係る基準は、府令第六条に規定する基準の例によることとする。

（児童対象性暴力等の防止）

第四百八条の九 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、府令第七条に規定する基準の例によることとする。

（非常災害対策）

第四百八条の十 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する中断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回、これを行う体制を整備しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第四百八条の十一 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、府令第九条に規定する基準の例によることとする。

（児童の権利擁護）

第四百八条の十二 児童の権利擁護に係る基準は、府令第十条に規定する基準の例によることとする。

（児童の所持品等）

第四百八条の十三 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

一 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。

二 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談すること。

三 第一号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長に協力するよう努めること。

四 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような

設備に保管すること。

（設備の基準）

第四百四十八条の十四 登録一時保護委託施設の設備の基準は、府令第十二条（同条第五号を除く。）に規定する基準の例によることとする。

2 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童又はおおむね六歳以下の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

（登録一時保護委託者における職員の一般的要件）

第四百四十八条の十五 登録一時保護委託者における職員の一般的要件に係る基準は、府令第十三条に規定する基準の例によることとする。

（夜間の職員配置）

第四百四十八条の十六 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第四百四十八条の十七 登録一時保護委託施設に他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準は、府令第十五条に規定する基準の例によることとする。

（衛生管理等）

第四百四十八条の十八 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

二 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。

三 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならないこと。

四 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。

五 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

（食事）

第四百四十八条の十九 食事に係る基準は、府令第十七条に規定する基準の例によることとする。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第四百四十八条の二十 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、

当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談する体制を整備しなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長に勧告しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第四百八条の二十一 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第四百八条の二十二 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等に係る基準は、府令第二十条に規定する基準の例によることとする。

（登録一時保護委託者内部の規程）

第四百八条の二十三 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する児童の支援に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）

第四百八条の二十四 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第四百八条の二十五 秘密保持等に係る基準は、府令第二十三条に規定する基準の例によることとする。

（苦情への対応）

第四百八条の二十六 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるため

の窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第四百四十八条の二十七 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

第六百六十条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第六百六十条の三 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第九条の五に規定する基準の例によることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条、第五十四条の五、第五十八条、第七十七条、第七十七条の二、第八十条の九、第八十八条、第三百三十四条及び第四百四十八条の改正規定並びに第六百六十条の二の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

条 例

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第四十号

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「この項」の下に「及び第十七条第二項」を加える。

第一条の六第二項中「特定公園施設」の下に「（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十五号に規定する特定公園施設をいう。別表第一において同じ。）」を加える。

第十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第五条の二第四項の条例で定める額は、公募対象公園施設の設置又は管理及び同条第二項第五号に規定する特定公園施設の建設が都市公園の利用者の利便の向上を図るものであることを勘案して、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第四十一号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表都市整備部の項中第三百三十五号を第三百三十八号とし、第五十二号から第三百三十四号までを三号ずつ繰り下げ、第五十一号の二を第五十四号とし、第四十三号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十二号の次に次の二号を加える。

四十三 建築基準 法第六十条の四 第一項第三号の 規定に基づく建 築物の容積率又 は建築面積の最 低限度の特例の 許可の申請に対 する審査	特定業務 施設等誘 導地区内 における 建築物の 容積率又 は建築面 積の最低 限度の特 例許可申 請手数料	十六万円
四十四 建築基準 法第六十条の四 第二項ただし書 の規定に基づく 建築物の高さの 最高限度の特例 の許可の申請に 対する審査	特定業務 施設等誘 導地区内 における 建築物の 高さの最 高限度の 特例許可 申請手数 料	十六万円

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十

三号)の施行の日から施行する。

条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第四十二号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表川口警察署の項中「本町一丁目、本町二丁目、」、「栄町一丁目」、「舟戸町」、「朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、朝日四丁目、朝日五丁目、朝日六丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、新井町、元郷一丁目、元郷二丁目、元郷三丁目、元郷四丁目、元郷五丁目、元郷六丁目、弥平一丁目、弥平二丁目、弥平三丁目、弥平四丁目、東領家一丁目、東領家二丁目、東領家三丁目、東領家四丁目、東領家五丁目、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、領家四丁目、領家五丁目、河原町」及び「、大字安行領根岸（芝川左岸地域を除く。）」を削り、同項の次に次のように加える。

川口北警察署	川口市	川口市の内大字安行領根岸、大字安行領在家、大字道合、大字神戸、大字木曾呂、大字東内野、大字源左衛門新田、大字石神、大字赤芝新田、大字西新井宿、大字新井宿、大字赤山、大字安行、大字安行吉岡、大字安行藤八、大字安行吉蔵、大字安行北谷、大字安行小山、大字安行西立野、大字安行原、大字安行領家、安行出羽一丁目、安行出羽二丁目、安行出羽三丁目、安行出羽四丁目、安行出羽五丁目、大字安行慈林、大字戸塚、東川口一丁目、東川口二丁目、東川口三丁目、東川口四丁目、東川口五丁目、東川口六丁目、戸塚一丁目、戸塚二丁目、戸塚三丁目、戸塚四丁目、戸塚五丁目、戸塚六丁目、戸塚東一丁目、戸塚東二丁目、戸塚東三丁目、戸塚東四丁目、戸塚鉢町、戸塚境町、戸塚南一丁目、戸塚南二丁目、戸塚南三丁目、戸塚南四丁目、戸塚南五丁目、大字藤兵衛新田、大字行衛、
--------	-----	---

	北原台一丁目、北原台二丁目、北原台三丁目、 大字差間、差間一丁目、差間二丁目、差間三丁 目、大字西立野、大字長蔵新田、長蔵一丁目、 長蔵二丁目、長蔵三丁目、大字久左衛門新田

別表武南警察署の項中「大字安行領根岸（芝川左岸地域に限る。）、大字安行領在家、大字道合、大字神戸、大字木曾呂、大字東内野、大字源左衛門新田、大字石神、大字赤芝新田、大字西新井宿、大字新井宿、大字赤山」を「本町一丁目、本町二丁目、栄町一丁目、舟戸町、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、朝日四丁目、朝日五丁目、朝日六丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、新井町、元郷一丁目、元郷二丁目、元郷三丁目、元郷四丁目、元郷五丁目、元郷六丁目、弥平一丁目、弥平二丁目、弥平三丁目、弥平四丁目、東領家一丁目、東領家二丁目、東領家三丁目、東領家四丁目、東領家五丁目、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、領家四丁目、領家五丁目、河原町」に改め、「、大字安行、大字安行吉岡、大字安行藤八、大字安行吉蔵、大字安行北谷、大字安行小山、大字安行西立野、大字安行原、大字安行領家、安行出羽一丁目、安行出羽二丁目、安行出羽三丁目、安行出羽四丁目、安行出羽五丁目、大字安行慈林、大字戸塚、東川口一丁目、東川口二丁目、東川口三丁目、東川口四丁目、東川口五丁目、東川口六丁目、戸塚一丁目、戸塚二丁目、戸塚三丁目、戸塚四丁目、戸塚五丁目、戸塚六丁目、戸塚東一丁目、戸塚東二丁目、戸塚東三丁目、戸塚東四丁目、戸塚缺町、戸塚境町、戸塚南一丁目、戸塚南二丁目、戸塚南三丁目、戸塚南四丁目、戸塚南五丁目、大字藤兵衛新田、大字行衛、北原台一丁目、北原台二丁目、北原台三丁目、大字差間、差間一丁目、差間二丁目、差間三丁目、大字西立野、大字長蔵新田、長蔵一丁目、長蔵二丁目、長蔵三丁目、大字久左衛門新田」を削る。

附 則

この条例は、令和九年三月一日から施行する。

規則

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十九号

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次条第二号」を「次条第三項第一号ロ」に、「三十五人」を「三十人」に改め、同条第三項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第五条を次のように改める。

（職員の資格）

第五条 条例別表第三号イの規則で定める場合は、保育士の資格を有する者を、一人に限って、その者の勤務する認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代える場合とする。

2 前項の場合において、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

3 条例別表第三号ロの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者を置くことが困難な場合で次に掲げるとき。

イ 次の(1)又は(2)に該当する者を学級担任とするとき。

(1) 幼稚園の教員の免許状のみを有する者

(2) 保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合で、保育士の資格のみを有する者（その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認められる者であつて幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っているものに限る。）

ロ 次の(1)又は(2)に該当する者を教育及び保育時間相当利用児の保育に従事させるとき。

(1) 保育士の資格のみを有する者

(2) 幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合で、幼稚園の教員の免許状のみを有する者（その意欲、適性、能力等を考慮して教育及び保育時間相当利用児の保育に従事することが適当と認められる者であつて保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものに限る。）

二 保育士の資格を有する者を、一人に限って、その者の勤務する認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代える場合

4 第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

第十条に次の一号を加える。

十一 認定こども園の設置者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

附則第二項中「第五条第二号」を「第五条第三項第一号ロ」に改める。

附則第三項中「第五条第二号イ」を「第五条第三項第一号ロ(1)」に改め、「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加える。

附則第五項中「第五条第二号」を「第五条第三項第一号ロ」に改める。

附則第六項中「及び次項」を「、次項及び第八項」に改める。

「

附則第三項	
条 例 別 表 第 三 号 イ 及 び 第 五 条 第 二 号 イ の 規 定 に よ り 置 く こ と と さ れ る 保 育 士 の 資 格 を 有 す る 者	幼 稚 園 の 小 学 校 教 諭 の 普 通

附則第七項の表中

教員の免許状又は
諭若しくは養護教
免許状を有する者

を

第五条第一項	
条例別表第三号イの規定により置 くこととされる保育士の資格を有 する者	特定理
附則第三項	
条例別表第三号イ及び第五条第三 項第一号ロ(1)の規定により置くこ ととされる保育士の資格を有する 者	幼稚園 小学校 論の普

学療法士等

の教員の免許状又は
教諭若しくは養護教
通免許状を有する者

に改め、同表附則第五項の項中「第五条第二号」を「第五

条第三項第一号ロ」に改める。

附則に次の一項を加える。

8 第五条第一項及び第三項第二号並びに附則第六項の規定により特定理学療法士
等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに
当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第五条第二項（同条第四
項において準用する場合を含む。）の規定による支援を行う者を除く。）による
支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条に一号を加える改正規定
は、令和八年十二月二十五日から施行する。

2 この規則の公布の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に
おける一学級の人数については、改正後の第四条第一項及び第三項の規定にかか
わらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

規 則

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七十号

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和六年埼玉県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に、「改正後の埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第三条」を「改正後の埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）第三条第三号」に、「改正前の埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第三条」を「改正前の埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）第三条第三号」に改め、附則に次の一項を加える。

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の規則第三条第四号の規定は、適用しない。この場合において、改正前の規則第三条第四号の規定は、令和六年四月一日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七十一号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の三条を加える。

（一時保護委託者登録申請書）

第二十三条の二 法第三十四条の二十二第一項に規定する申請書の様式は、様式第三十九号の二十一のとおりとする。

（登録一時保護委託者登録事項変更の届出）

第二十三条の三 法第三十四条の二十三の規定による変更の届出は、様式第三十九号の二十二の登録一時保護委託者登録事項変更届出書により行うものとする。

（登録一時保護委託者登録消除の申出）

第二十三条の四 規則第三十六条の五十一の規定による登録の消除の申出は、様式第三十九号の二十三の登録一時保護委託者登録消除申出書により行うものとする。

様式第三十九号の二十の次に次の三様式を加える。

様式第 3 9 号の 2 1 (第 2 3 条の 2 関係)

一時保護委託者登録申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

児童福祉法第 3 4 条の 2 2 第 1 項の規定により、一時保護委託者の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 職員の定数

2 職務の内容

3 一時保護を行う施設

名称	
所在地	
電話番号	
電子メールアドレス	
主な職員	

※ 一時保護を行う施設が複数ある場合は、記載欄を適宜追加すること。

4 登録希望日 年 月 日

5 添付資料

- (1) 申請者が個人の場合は、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）及び住民票の写し
- (2) 申請者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
- (3) 一時保護を行う施設の主な職員の経歴書
- (4) 一時保護を行う施設の平面図
- (5) 児童福祉法施行条例第 1 4 8 条の 5 から第 1 4 8 条の 2 6 までに規定する一時保護委託者の登録等に関する基準に適合していることを証する書類

様式第 3 9 号の 2 2 (第 2 3 条の 3 関係)
登録一時保護委託者登録事項変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者 登録番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

児童福祉法第 3 4 条の 2 2 第 1 項の規定により登録申請をした事項を変更
するため、同法第 3 4 条の 2 3 の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更の内容

項目		変更前	変更後
登録一時保護委託者 (個人)	住所		
	氏名		
登録一時保護委託者 (法人)	名称		
	代表者氏名		
	主たる事務所の 所在地		
職員の定数			
職務の内容			
一時保護 を行う施 設	名称		
	所在地		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
主な職員			
定款その他の基本約款の変更		有 ・ 無	
児童福祉法施行条例第 1 4 8 条の 5 から第 1 4 8 条の 2 6 までに規定す る一時保護委託者の登録等に関する 基準（以下「基準」という。）に係 る変更事項			

※ 一時保護を行う施設が複数ある場合は、記載欄を適宜追加すること。

3 変更の理由

注 1 太枠内については、変更する事項のみを記載すること。

注 2 個人の登録一時保護委託者の住所又は氏名を変更するときは、変更後
に戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）及び住民票の写しを速やかに提出す
ること。

注 3 法人である登録一時保護委託者の名称、代表者氏名又は主たる事務所の
所在地を変更するときは、変更後に登記事項証明書を速やかに提出す
ること。

注 4 一時保護を行う施設の主な職員を変更するときは、当該職員の経歴書
を添付すること。

注 5 一時保護を行う施設の構造を変更するときは、当該施設の平面図を添
付すること。

注 6 定款その他の基本約款を変更するときは、変更後に定款その他の基本
約款を速やかに提出すること。

注 7 基準に係る事項を変更するときは、当該変更事項が基準に適合してい
ることを証する書類を添付すること。

様式第 39 号の 23（第 23 条の 4 関係）

登録一時保護委託者登録消除申出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申出者 登録番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

児童福祉法施行規則第 36 条の 51 の規定に基づき、登録一時保護委託者の登録の消除を申し出ます。

（消除の申出の理由）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七十二号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市公園に関する規則（昭和三十七年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「条例」を「法第五条の七第二項の規定による法第五条第一項の許可を与えた場合における当該許可に係る使用料及び条例」に改める。

第八条中第三項を第四項とし、同条第二項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十七条第二項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 土地 一平方メートルにつき月額一円

二 公園施設 条例別表第二第一号に掲げる額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

狭山湖特別保護地区

二 区域

埼玉県所沢市上山口地内における所沢市道五―千四百三十一号線と東京都水道局山口貯水池管理歩道との交点を起点とし、同地点から東京都水道局山口貯水池管理歩道に沿って南に進み、所沢市道五―七百五十八号線との交点に至り、同地点から所沢市道五―七百五十八号線に沿って南に進み、主要地方道所沢・武蔵村山・立川線との交点に至り、同地点から主要地方道所沢・武蔵村山・立川線に沿って南に進み、埼玉県と東京都の境界点に至り、同地点から境界に沿って西に進み、所沢市と入間市と東京都との境界点を経て入間市道四百六十一号線との交点に至り、同地点を右折して入間市道四百六十一号線に沿って東に進み、入間市道三百十号線との交点に至り、同地点から入間市道三百十号線に沿って北に進み、所沢市道五―千四百三十一号線との交点に至り、同地点から所沢市道五―千四百三十一号線に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（五百九十一ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

当該区域は所沢市及び入間市にまたがる狭山丘陵地帯に位置しており、狭山湖及びそれに隣接する樹林地である。一帯は針葉樹林及び広葉樹林で構成されており、多種多様な鳥獣が生息している。また、狭山湖は貴重な水辺として、渡り鳥の飛来場所になっており、その周辺の樹林地では、鳥類121種、哺乳類18種が確認されている。そのうちハクガン、トモエガモ、サシバ、ミサゴ、ハイタカ及びオオタカ等の環境省レッドリスト、又は埼玉県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧・準絶滅危惧種55種の生息が確認されている。

当該地域は、昭和六十一年に特別保護地区として指定されており、引き続き、法第二十九条第一項の規定による特別保護地区に指定し、良好な鳥獣の生息環境を保全するものである。

告 示

埼玉県告示第七百二号

平成二十八年埼玉県告示第千三百九十二号（鳥獣保護区の更新について）に係る
北本鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

北本鳥獣保護区

二 区域

平成九年埼玉県告示第千四百七十三号で告示した区域（面積六百二十四ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第七百三号

平成二十八年埼玉県告示第千三百九十三号（鳥獣保護区の更新について）に係る
狭山湖鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

狭山湖鳥獣保護区

二 区域

昭和六十一年埼玉県告示第千五百九十八号で告示した区域（面積五百九十七ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第七百四号

平成二十八年埼玉県告示第千三百九十四号（鳥獣保護区の更新について）に係る
両神鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

両神鳥獣保護区

二 区域

平成八年埼玉県告示第千五百九十号で告示した区域（面積百六十五ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第七百五号

平成二十八年埼玉県告示第千三百九十五号（鳥獣保護区の更新について）に係る
小川西中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

小川西中学校鳥獣保護区

二 区域

昭和四十一埼玉県告示第千三号で告示した区域（面積五ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第七百六号

平成二十八年埼玉県告示第千三百九十六号（鳥獣保護区の更新について）に係る
旧芝川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

旧芝川鳥獣保護区

二 区域

昭和六十一年埼玉県告示第千五百九十九で告示した区域（面積二十一ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第七百七号

平成二十八年埼玉県告示第千三百九十七号（鳥獣保護区の更新について）に係る
みさと公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

みさと公園鳥獣保護区

二 区域

平成十八年埼玉県告示第千八百三十四号で告示した区域（面積十六・九ヘクタ
ール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第七百八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

奥武蔵特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百二十二号で告示した区域（面積五千三百十二・

三ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第七百九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

高根ゴルフ場特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

令和五年埼玉県告示第千二百三十二号で告示した区域（面積二百三十四・三ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第七百十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

川越市山の家特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和五十一年埼玉県告示第千四百二十三号で告示した区域（面積五ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第七百十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

国民宿舎両神荘特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和六十一年埼玉県告示第千五百六十九号で告示した区域（面積四十五ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第七百十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

川本特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十四号で告示した区域（面積千八百八十三・五ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第七百十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

庄和特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十四年埼玉県告示第千三百五十七号で告示した区域（面積二千百八十六ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第七百十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

鹿飼特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成八年埼玉県告示第千五百九十二号で告示した区域（面積百四十七ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第七百十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

妻沼特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成八年埼玉県告示第千五百九十三号で告示した区域（面積三百二十七ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

告 示

埼玉県告示第七百十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

大利根特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十一年埼玉県告示第千三百八十八号で告示した区域（面積四百六十六・三ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第七百十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

栗橋特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十六年埼玉県告示第千四百十八号で告示した区域（面積千五百七十八ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第七百十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

騎西特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十四年埼玉県告示第千三百六十二号で告示した区域（面積三百二十五・六ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第七百十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

大滝げんきプラザ特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成八年埼玉県告示第千五百九十七号で告示した区域（面積七十九ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第七百二十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

泉地区特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成八年埼玉県告示第千八百四十一号で告示した区域（面積四百五十ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第七百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県障害者交流センター使用料の徴収事務	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 播磨 高志	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日

告示

埼玉県告示第七百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、上里幹線土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	櫻 澤 晃	埼玉県児玉郡神川町大字植竹六百四十一番地五
同	吉 田 信 解	本庄市本庄二丁目四番八号
同	山 下 博 一	児玉郡上里町大字神保原町五百九十三番地二
同	塚 本 き み 子	同 同 七本木七百八十九番地
同	金 井 眞 知 子	同 同 同 嘉美四百七十九番地
同	野 中 富 男	本庄市杉山二十九番地
同	須 賀 淳 吉	同 沼和田七百五十一番地
同	塩 原 寿 志	同 都島八百五十四番地
同	新 井 俊 一	同 仁手三百四十六番地
同	宮 崎 博 之	同 牧西四百三十九番地五
同	田 端 富 夫	同 宮戸四百七十四番地
同	高 柳 博 明	児玉郡神川町大字植竹千二百六十六番地
同	木 村 豊	同 同 新里六百二十四番地一
同	荒 井 干 城	同 上里町大字勅使河原九十八番地
同	松 本 勝 房	同 同 藤木戸五百五十五番地
同	木 村 信 雄	同 同 堤千六番地
同	関 本 勲	同 同 三町八百九十九番地
同	山 下 登	同 同 神保原町五百七十番地
同	柴 崎 久 男	同 同 七本木百七十八番地
同	坂 本 均	同 同 大御堂百三十三番地
同	小 林 雄 一	同 同 八町河原二千百三十番地
同	南 雲 秀 治	同 同 同 金久保千五百六十三番地
監事	黒 澤 利 夫	同 同 同 嘉美三百六十五番地一
同	秋 山 岩 男	同 同 同 神川町大字肥土四百六十四番地一
同	鈴 木 恵 久	同 同 同 本庄市今井千百六十六番地七

職名氏名

住所

理事 櫻澤 晃

埼玉県児玉郡神川町大字植竹六百四十一番地五

同 吉田 信 解

同 本庄市本庄二丁目四番八号

同 山下 博 一

同 児玉郡上里町大字神保原町五百九十三番地二

同 野中 富 男

同 本庄市杉山二十九番地

同 須賀 淳 吉

同 沼和田七百五十一番地

同 中野 和 夫

同 久々宇百六十八番地一

同 井上 清

同 仁手三百二十二番地一

同 久保 勉

同 小島二丁目一番十九号

同 条原 達 也

同 堀田九百三十六番地

同 高柳 博 明

同 児玉郡神川町大字植竹千二百六十六番地

同 木村 豊

同 同 新里六百二十四番地一

同 荒井 干 城

同 上里町大字勅使河原九十八番地

同 松本 勝 房

同 同 藤木戸五百五十五番地

同 木村 信 雄

同 同 堤千六番地

同 関本 勲

同 同 三町八百九十九番地

同 中里 実

同 同 金久保千二百五十八番地

同 山下 登

同 同 神保原町五百七十番地

同 柴崎 久 男

同 同 七本木百七十八番地

同 中久木 一 夫

同 同 大御堂二百十九番地

同 山口 修

同 同 忍保千二百八十六番地

監事 黒澤 利 夫

同 同 同 嘉美三百六十五番地一

同 秋山 岩 男

同 同 神川町大字肥土四百六十四番地一

同 岡芹 博

同 本庄市今井七百番地

告 示

埼玉県告示第七百二十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 許可番号

第二〇二五―八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市吉羽四百三十六番二外四十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千八百七十六立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百二十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

大宮公園清掃・警備業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県大宮公園事務所総務管理担当 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目

3 落札者を決定した日

令和8年9月16日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社昭和総合サービス 埼玉県さいたま市浦和区元町3丁目23番3号

5 落札金額

102,289,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和8年8月7日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊 藤 正 経

路 線 名	県道中瀬牧西線
供用開始の区間	本庄市小和瀬字行人塚四四番一 地先から 同市小和瀬字行人塚三二番地先 まで (ただし、関係図面に表示する部 分に限る。)
供用開始の期日	令和八年十月二十三日
備 考	令和五年九月二十六日付け埼玉県 本庄県土整備事務所長告示第十七 号で告示した道路予定区域の一部 供用開始である。 延長八五・四四メートル

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

令和八年十月二十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 志 村

宏

第一号	認定番号
令和八年十月二十三日	認定年月日
埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番一外百六十八筆	対象区域
埼玉県熊谷建築安全センター内	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所

告 示

埼玉県教委告示第二十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和八年十月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 石 川 薫

一 日時

令和八年十月二十九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第五十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、寄居町選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和八年十月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
寄居町勤労福祉センター	埼玉県大里郡寄居町大字寄居九百四十一番地一	寄居町長	百四十人
寄居駅南口駅前拠点施設	埼玉県大里郡寄居町大字寄居千二百三十一番地十一	アイル・コーポレーション株式会社	五十人
寄居町民ホール	埼玉県大里郡寄居町大字寄居千三百番地	寄居町教育委員会	五百七十二人
カタクリ体育センター	埼玉県大里郡寄居町大字折原千八百五十六番地	寄居町長	六十人
寄居町鉢形財産区会館	埼玉県大里郡寄居町大字鉢形二百十一番地三	寄居町長	三百人

告 示

埼玉県選挙管告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、入間市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和八年十月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管 理 者	収 容 人 員
入間市市民会館	埼玉県入間市豊岡三丁目十番十号	公益財団法人入間市振興公社	千八十六人

正 誤

埼玉県告示第二千九百五十四号号（平成二十九年十一月二十一日第千二百三十八号） 目次 中訂正

誤

河川法第 16 条の 4 第 1 項第 2 号イの規定に基づく河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定

正

河川法施行令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号イの規定に基づく河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定